

東通村農業委員会「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」募集

農業委員会法改正により、各委員の推薦及び応募を受け付けます。

1 募集人数

(1) 農業委員募集人数 9名 農業委員（村内全域）（認定農業者5名以上を含む）

(2) 農地利用最適化推進委員募集人数 3名 農地利用最適化推進委員（以下区域設定ごと各1名）

①大字大利、大字目名 ②大字野牛、大字岩屋、大字尻屋、大字尻労、大字蒲野沢

③大字田屋、大字猿ヶ森、大字砂子又、大字小田野沢、大字白糠

2 任用期間 平成29年7月20日から平成32年7月19日まで

3 身 分 東通村特別職の職員で非常勤

4 職務内容 【農業委員】農地の権利移動の認可及び農地転用の審査業務、農地利用の最適化に関する指針の策定、耕作放棄地の解消指導、現地調査業務等

【推進委員】区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の現場活動、担当する区域内における農地利用最適化推進について、総会等に参加して意見を述べる

5 委員報酬 東通村規定による

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

ただし、次のいずれにも該当する者とする

(1) 法第8条第4号に該当しない者

(2) 東通村の職員でない者。ただし特別職にある者はこの限りでない

(3) 満20歳以上で、村内に住所を有し、実際に居住又は営農している者

7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、(2)の添付書類を添えて、郵送または持参により、東通村農業委員会事務局までご提出ください

(1) 提出書類（募集要項、様式については農業委員会事務局まで問い合わせ下さい）

農業者等（個人）3名以上が推薦する場合 各様式1

農業者等（法人又は団体）が推薦する場合 各様式2

応募する場合 各様式3

(2) 添付書類

推薦を受ける者又は応募者の住民票（発行後3箇月以内の本籍と戸籍の筆頭者記載のもの）

(3) 提出方法 郵送または持参

(4) 受付期間 平成29年2月1日（水）から平成29年3月3日（金）まで【期限内必着】

※持参される場合は、平日の9時から17時までに提出してください

＜問合せ先＞ 東通村農業委員会事務局 ☎ 27-2111

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○ ジェネリック医薬品のご紹介

先発医薬品（これまで使われてきた新薬）の特許が切れた後に医薬品メーカーが製造・販売する「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」は、厚生労働省から「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、（先発医薬品と）同等の効能や効果が得られる」と認められた医薬品です。先発医薬品に比べて薬の値段が3割～5割程度安くなる可能性があります。ぜひジェネリック医薬品をご活用ください。なお、ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

※ジェネリック医薬品を希望する方は、税務住民課国民健康保険グループから配布された「ジェネリック医薬品希望シール又はカード」をご活用ください。（お薬手帳の表紙に貼付箇所があります）

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○ 「いきいき健康づくりのために」パンフレットが新しくなりました！

青森県後期高齢者医療広域連合が発行している「いきいき健康づくりのために」パンフレットが新しくなりました。

ご覧になりたい方は、東通村税務住民課国保Gまでお問い合わせください。

＜問合せ先＞ 東通村税務住民課国保G ☎ 27-2111